

入学・転学

小学校・中学校に入るとき

4月1日をもって小・中学校へ入学する児童生徒の保護者に対し、1月中旬に「入学通知書」を送付します。「入学通知書」は入学式に持参してください。

入学児童生徒のいる家庭で、この通知書が届かなかった場合は、問い合わせ下さい。

入学する小・中学校の変更手続き

児童生徒の通学する学校については、住所により指定しておりますが、指定された学校の変更を希望する場合は、変更申請をすることができます。変更の要件は下記のとおりとなります。詳しくは、教育課までお問い合わせ下さい。

変更要件

1. 児童生徒が病気その他身体的理由により、指定校への就学が困難であると認められる場合。
2. 指定校以外の特別支援学級に入級する場合。
3. 登校前または下校後に指定の区域内に監護者がおらず、変更希望先の学区であれば十分な保護監督が受けられる場合。
4. 地理的・地域的に児童生徒の通学上、やむ得ない事情がある場合。
5. いじめや不登校など当該児童生徒に対して、教育的な配慮をする場合。
6. 希望校の通学区域に転居予定の場合。
7. その他教育委員会が必要と認める場合。

※ 新入学児童生徒の学校指定校変更の受付は、入学通知書到着後からとなります。手続きには、「入学通知書」と「印鑑」を持参の上、教育課までおこし下さい。

※ 在校生の学校指定変更は、随時受付しております。「印鑑」持参の上、教育課までおこし下さい。

教育委員会教育課

横浜町字三保野57番地8

電話：0175-78-6622